

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 24 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2010～2012

課題番号：22243006

研究課題名（和文） 個人情報保護に対応した犯罪被害調査の開発に関する研究

研究課題名（英文） The Studies on Development of Crime Victimization Survey

研究代表者

津島 昌弘（TSUSHIMA MASAHIRO）

龍谷大学・社会学部・教授

研究者番号：60330023

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、現代社会に対応した新たな犯罪被害調査を開発し、科学的根拠に基づいた刑事政策の基盤となる統計資料を提供することにある。従来の訪問式の全国調査の結果と比較検討することによって、犯罪被害調査を目的としたインターネット調査の可能性と限界を探った。その結果、犯罪被害率（自動車関連の窃盗）のように、数%の小さな差異を比較するツールとして、インターネット調査を訪問留置調査の代替として使用することは、現時点においては適切ではないことがわかった。また、この犯罪被害調査は、EU の Trust in Justice プロジェクトの日本調査に位置づけられる。

研究成果の概要（英文）：This study aims to develop the survey method for Japanese Crime Victimization Survey in order to secure accurate information of crime patterns and trends. The nationwide surveys employing the two different methods (i. e., the home visit survey and the Internet survey) were conducted. The results show that the Internet survey is not appropriate to predict the occurrence probability in the general population such as the rates for vehicle-related crime victimization.

交付決定額

（金額単位：円）

|         | 直接経費         | 間接経費        | 合計           |
|---------|--------------|-------------|--------------|
| 2010 年度 | 1, 100, 000  | 330, 000    | 1, 430, 000  |
| 2011 年度 | 12, 300, 000 | 3, 690, 000 | 15, 990, 000 |
| 2012 年度 | 2, 800, 000  | 840, 000    | 3, 640, 000  |
| 年度      |              |             |              |
| 年度      |              |             |              |
| 総計      | 16, 200, 000 | 4, 860, 000 | 21, 060, 000 |

研究分野：犯罪社会学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：犯罪被害、社会調査法、調査票調査、インターネット調査、信頼、刑事司法、警察、裁判

### 1. 研究開始当初の背景

近年、犯罪に対する不安が高まり、刑事罰の強化、監視カメラや防犯パトロールの導入など、さまざまな犯罪対策が取られるようになった。犯罪統計は、こうした治安や犯罪動向をめぐる議論の基礎的なデータとして活用されている。しかし、多くの議論において、犯罪統計が必ずしも正しく理解され、使用さ

れているとはいえない。犯罪統計としては警察統計の認知件数がよく使われるが、認知件数は、警察に届けられた事件を警察が犯罪として認知した件数であり、厳密な意味において、実際に起った犯罪の発生件数ではない。犯罪対策を検討する上では、全国の住民を対象としたサンプリング調査などによって、警察に届けられていない犯罪の件数（暗数）を

含めた犯罪被害の実態を把握することが不可欠である。

英米などの先進国では、警察統計に代わる犯罪統計として、犯罪被害調査が定期的に実施され、犯罪動向や犯罪被害の実態、犯罪不安の究明など、刑事政策上きわめて重要な資料が蓄積されている。しかし、日本における本格的な犯罪被害調査は、法務省総合研究所が実施した3回の犯罪被害調査（ICVS2000、ICVS2004、ICVS2008）と平成16年度科学研究費補助金（基盤研究（B）研究代表者：浜井浩一 研究課題名：「治安・犯罪対策の科学的根拠となる犯罪統計（日本版犯罪被害調査）の開発」）の「日本版犯罪被害調査」（以下、「2006年調査」）があるのみである。

## 2. 研究の目的

### (1)犯罪被害調査の開発

科学的に妥当で信頼性の高い犯罪被害調査を作り出すために、個人情報保護法施行後の現代社会に適合した、独自の調査方法とサンプリング法を開発する。具体的には、調査員が回答者の自宅を訪問して調査する従来の方式（訪問面接調査や訪問留置調査）に代わる調査方法の開発、例えば、郵送調査、RDD法（Random Digit Dialing）といわれる電話調査、さらには、インターネット調査（以下、ネット調査）などの可能性、及びそうした新たな調査方法・サンプリング法に対応した質問紙（調査票）の在り方を検討する。

### (2)犯罪実態の把握

現代社会に対応した新たな犯罪被害調査を用いて、警察等の公的機関に頼ることなく、社会で発生している犯罪発生状況を正確に把握する。それとともに、犯罪発生の背景要因や、市民の犯罪不安、刑事司法機関に対する意識、防犯対策などについての情報を収集し、それらを検証する。そして、科学的根拠に基づいた刑事政策の基盤となる資料を提供する。

## 3. 研究の方法

### (1)調査の企画

大学研究機関や調査実施会社の調査企画者に対して、近年の社会調査の取組み（犯罪被害調査の実施方法や回収率確保に向けての工夫など）について聞き取り調査を実施した。それらの情報にもとづいて、今回の犯罪被害調査の調査媒体・調査対象者とサンプル数・調査時期など、具体的な実施方法を決定した。

### (2)研究の方法

全国規模の犯罪被害調査を従来の訪問留置とインターネットの2つの異なる方法で実施し、それらの結果を比較検討することで、

犯罪被害調査におけるネット調査の可能性と限界を探る。また、「2006年調査」の結果と比較すると同時に、犯罪不安や刑事司法に対する信頼などに関する構造を解き明かす。

刑事司法に対する信頼に関しては、EUの研究プロジェクト Trust in Justice のチームからの参加要請を受け、European Social Survey（ESS：欧州社会調査）の新モジュール Trust in Justice の日本調査という位置づけで実施した。日本調査の実施は申請時における当初の計画には組み込まれていなかったが、本調査は国際比較調査においてきわめて重要な意義をもつと判断し、本調査を進めるに至った。

### (3)調査票

調査票には、犯罪被害、警察への通報、犯罪不安、刑事司法に対する信頼（ESSで用いられたものと同一の質問項目）、回答者の属性（地域ブロック・性・年齢層・学歴・世帯収入・住居形態・居住地の都市規模）などをたずねる項目を組み込んだ。

本調査では、犯罪被害の対象を犯罪件数の大半を占めている財産犯罪に限定し、過去5年間に被害にあったか否かをたずねた。財産犯罪は、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂、窃盗（すり等）の8つの犯罪である。

### (4)調査票調査の実施

#### ①訪問留置調査

全国15歳以上の男女を対象として、住民基本台帳を使用した層化二段無作為抽出法によって2,000人を抽出した。そして、抽出された回答者に対して、調査員による訪問留置方式で調査票を配布し、後日回収した。調査は、2011年4月21日から7月27日にかけて実施した。有効回収数は1,251人、有効回収率は62.6%（男49.5%、女50.5%）であった。

#### ②ネット調査

調査会社に登録する全国15歳以上80歳未満のモニターの中から20,910人を無作為に抽出し、調査協力の依頼メールを配信した。調査協力への同意を得たモニターには、訪問留置法で用いたものと同じ調査票をWeb画面上で回答してもらった。回収に際しては、回収予定人数をあらかじめ国勢調査の地域ブロック別・性別・年代別の人口比率で割付し、各割付層が必要数に達ししだい、順次回収を終了した（計1,500人 男49.7%、女50.3%）。調査は2011年5月20日から25日にかけて実施した。

## 4. 研究成果

### (1)研究の成果

①犯罪被害率、警察への通報率、犯罪不安の程度の変化（「2006年調査」の結果と比較）

犯罪被害率は、5年前と比較すると、窃盗(すり等)を除いて、いずれの犯罪も減少していた。また、犯罪被害者の警察への通報率は、窃盗を除いて、いずれの犯罪においても増加していた。さらに、犯罪に対する不安を測る複数の設問に対しては、犯罪は減って安全になった、と一貫した回答を得ることができた。すなわち、人びとの体感治安は改善していると判断できた。

## ② 犯罪被害調査におけるネット調査の可能性

最初に、過去5年間の罪種別犯罪被害率について、訪問留置調査とネット調査の2つの結果を比較する。

自動車関連の犯罪被害率において、ネット調査と訪問留置調査の間に、統計的に有意な差異が認められた(図1を参照。t検定、1%水準)。具体的には、車上盗、自動車損壊、バイク盗において、ネット調査の被害率は訪問留置調査の被害率を大きく上回った。

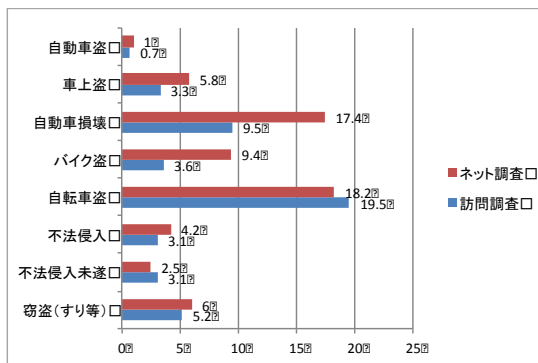


図1 ネット調査と訪問留置調査の罪種別犯罪被害率(%)

自動車関連の犯罪被害率の違いについては、現段階では推定の域を超えないが、次の理由が考えられる。車上盗の被害品の半分近くはカーナビである。ネット調査のモニターのデジタル関連機器の所有率は、一般市民と比較して、高いことが知られている。車を保有しているネット調査の回答者は、一般人口よりも高い割合でカーナビを設置しており、結果として、車上盗・自動車損壊の被害に遭う確率が高くなることが考えられる。もう一つは、自動車関連の犯罪被害の場所(駐車場所)と被害時の被害者の行動である。先行研究によると、車の所有者が、外出時に共有駐車場を利用して趣味や遊びに興じているとき最もリスクが高く、一戸建ての自宅の駐車場に駐車して在宅しているとき最もリスクは低いと言われている。それゆえ、ネット調査と訪問留置調査の回答者の間で、日頃の活動のパターンや利用する駐車場は大きく異なり、その違いが自動車関連の犯罪被害率

の差に現れている可能性がある。

次に、犯罪被害率以外の設問について言及する。罪種別の警察への通報率(過去5年間に犯罪に遭った被害者の通報率)においては、すべての犯罪において、ネット調査と訪問留置調査の間に有意な差は認められなかった。他方、刑事司法に対する信頼においては、ネット調査の回答者は、訪問留置調査の回答者と比較すると、刑事司法機関(警察と裁判所)に対して否定的な態度を示す傾向にあることがわかった。

以上の結果をまとめると、ネット調査と訪問留置調査との比較からは、犯罪被害率のように、数%程度の小さな差異を比較するツールとして、ネット調査を訪問留置調査の代替として使用することは、現時点においては適切ではないと判断できる。ただし、調査項目によっては、ネット調査のモニターの属性・特性に十分注意を払いつつであれば、ネット調査が訪問留置調査の代替として一定程度の信頼性・妥当性を確保できる可能性は見えてきた。

## ③ 刑事司法に対する意識と犯罪不安

地域の犯罪不安と刑事司法に対する意識との関連を明らかにするとともに、犯罪不安に影響するその他の要因を抽出した。犯罪不安と刑事司法に対する意識との関連については、男女別に犯罪不安に関連する要因をするために、樹木モデル(CHAIID: Chi-squared automatic interaction detection)を用いて抽出を行った。

今回の分析によって明らかになった点は、以下のとおりである。「犯罪不安」の程度は、性別や年齢などと関連がある。「犯罪不安」と「刑事司法に対する評価」との間に関連が見られ、「刑事司法に対する評価」が高い方が不安は低い。「犯罪不安」と関連する要因を樹木モデルによって抽出すると、男女別に抽出される要素が異なり、男性では、「用心の程度」、「侵入盗のリスク認知」、「警察の捜査への協力度」などがあげられた。一方、女性では、「年齢」、「受刑者に取らせる資格(普通運転免許)」、「警察に対する評価」、「他者への信頼度」といった要素が抽出された。

## ④ Trust in Justice 調査の結果：欧州と比較した日本の刑事司法に対する信頼

Trust in Justice 調査の理論的背景には、Procedural Justice という考え方があり、それは、刑事司法が適切に運営されるためには、市民が刑事司法を信頼することが重要であり、刑事司法機関の能力や公平性が信頼されることで、刑事司法の権力行使が正当化され、市民の支持や協力を得たり、またそれを求めたりすることができるという考え方である。

日本調査の結果を英仏独や北欧の結果と比較した場合、警察や裁判所が市民の期待に込んでいるという意味での信頼は高くない。警察の職務質問に対する不満も強く、裁判が証拠に基づいて公平に行われているという意味での信頼も低い。特に、警察による(権力行使の)正当性の受容(同意できない場合でも、警察の指示に従うか否か)に関しては、他国と比較してかなり低い結果となり、市民の司法に対する協力的姿勢も他国と比較すると低くなっている。

日本調査の結果を見ると、刑事司法に対する信頼が低く→(権力行使の)正当性の受容が低く→刑事司法に対する協力的姿勢が低いということになり、ネガティブな方向ではあるが Procedural Justice の考え方とも矛盾しない結果が導き出されている。ただ、Procedural Justice の考え方によると、刑事司法に対する信頼が高くなければ、違法行為が多くなるはずである。しかし、調査の中にある自己申告式違法行為に関する指標を見ると、日本の違法行為は信頼の高い他国と比較しても更に少ないという結果になっている。

ただし、調査の中には、「捕まって罰せられることへのリスク知覚」という指標が含まれており、日本はヨーロッパと比較して、このリスク知覚が著しく高いことが分かった。図2は、保険の不正請求をした場合に捕まって罰せられるリスクについての回答を比較したものである。

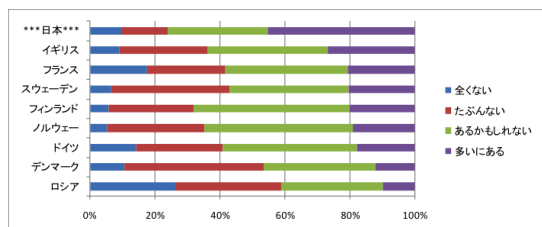


図2 「捕まって罰せられる可能性はどの程度あると思いますか（保険の不正請求）」

今回の国際比較から見えてきたものは、日本において刑事司法の能力に対する信頼は、他国と比較してそれほど高いわけではない。しかし、悪いことをすれば必ず罰を受けると、多くの市民が感じており、その結果、違法行為が抑制され、治安が維持されているのではないかということである。

## (2)研究成果のインパクト

上記した本研究の内容および調査結果は、国内外の学会報告やプレスリリース等を通じて、積極的に公表した。特に、2012年10月には、第39回日本犯罪社会学会において、テーマセッション「犯罪不安と刑事司法への

信頼」を企画し、発表した。また、本研究の集大成として、2013年3月には、当該分野の国内外の研究者を招聘し、国際シンポジウム『信頼される刑事司法とは?』（龍谷大学深草学舎）を開催した。

犯罪被害調査におけるネット調査の可能性の報告に関しては、社会調査関連および海外の犯罪関連の学会においては、その意義について一定の評価を得られた。他方、国内の犯罪関連の学会においては、あまり関心を持ってもらうことができなかった。提示の仕方に問題があったのかもしれないが、(一般市民のみならず)犯罪関連の研究者に向けたリサーチリテラシーの重要性を訴えていく必要性を実感している。

プレスリリースによる公表は、新聞紙上で紹介された。また、上記の国際シンポジウムでは、研究者だけでなく、学生や一般市民も参加し、活発な意見交換がなされたことから、本研究の関心(犯罪被害調査の重要性と市民と刑事司法機関のつながり)の理解と啓発に一定の役割を果たしたと評価できる。

また、国際学会での報告や国際シンポジウムの開催等を通じて、海外研究者とのネットワークが形成・発展しつつある(例えば、補助事業期間終了後、オーストラリアの研究者から、刑事司法に対する信頼をテーマにした共同研究の依頼があり、それに対し、現在、積極的な姿勢で取り組んでいる)。

## (3)今後の課題と展望

### ①インターネットを活用した犯罪被害調査への課題

今回の調査では、調査票作成において、準備の不十分さが浮き彫りとなった。具体的には、訪問留置調査において、回答者のインターネットの利用状況やモニター登録への有無を聞くのを怠ってしまったために、犯罪被害率の差異が、一般ネットユーザーの特性によるものか、それともネットユーザーの中でも、特にネット調査に登録しているモニターに共通した特性によるものなのかを判断できなかった。今後の継続的調査においては、訪問留置調査の回答者にインターネットの利用状況やモニター登録への有無をたずねる項目を用意するとともに、(上記した)自動車関連の犯罪被害における盗難品の種類および被害の日時・場所をたずねる項目を組み込んだ調査票を作成し、使用することが望まれる。

### ②女性に対する暴力の実態把握への応用

インターネットを用いた、犯罪被害調査の新たな研究として、暴力犯罪の被害の検証があげられる。犯罪被害調査には、暗数が多いと言われている女性への性的暴行やドメスティック・バイオレンスなどの暴力犯罪ははずせない。将来的な課題として、暴力犯罪の

被害においても、プライバシーの確保を実現しやすいネット調査の活用を視野に入れて、今回同様の調査を行うことが求められよう。

③ Trust in Justice 仮説の検証

今回、EU 諸国との比較調査を通じて、Procedural Justice 理論が日本にうまく当てはまらないことが示唆された。今後の課題としては、Procedural Justice 理論をベースに、日本調査のデータを用いて、刑事司法に対する信頼の形成に関する分析を行い、刑事司法に対する信頼と市民の法律遵守や刑事司法への協力との関連をより詳細に調べる必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 津島昌寛、辰野文理、浜井浩一、犯罪不安と刑事司法への信頼、日本犯罪学会第39回大会報告要旨集、査読なし、2013、18-25
- ② 浜井浩一、津島昌寛、社会調査(世論調査)の理論と仕組み—「Trust in Justice」の調査結果から、季刊刑事弁護、査読なし、No. 70、2012、132-137
- ③ 浜井浩一、津島昌寛、ESS (ヨーロッパ社会調査)の新モジュールである「Trust in Justice」に見る日本人の刑罰意識と司法への信頼(日本調査の結果)、日本犯罪学会第38回大会報告要旨集、査読なし、2012、66-68
- ④ 津島昌寛、浜井浩一、犯罪被害などに関する調査、中央調査報、査読なし、650号、2011、1-5

[学会発表] (計13件)

- ① Hamai, Koichi, and Masahiro Tsushima、Trust in Japan, and The American Society of Criminology 2012 Annual Meeting、November 16, 2012、Chicago Palmer House Hilton Hotel, Illinois, USA
- ② Tsushima, Masahiro, and Koichi Hamai、Using the Internet for Crime Victimization Surveys: The Case of Property Crimes in Japan、The American Society of Criminology 2012 Annual Meeting、November 16, 2012、Chicago Palmer House Hilton Hotel, Illinois, USA
- ③ 浜井浩一、「Trust in Justice」の調査結果から欧州と比較した日本の刑事司法に対する信頼、テーマセッション A 犯罪不安と刑事司法への信頼、第39回大会日本犯罪学会、2012年10月27日、東京都、一橋大学国立キャンパス

- ④ 辰野文理、刑事司法に対する意識と犯罪不安、テーマセッション A 犯罪不安と刑事司法への信頼、第39回大会日本犯罪学会、2012年10月27日、東京都、一橋大学国立キャンパス
- ⑤ 津島昌寛、「犯罪被害などに関する調査」の背景と概要、テーマセッション A 犯罪不安と刑事司法への信頼、第39回大会日本犯罪学会、2012年10月27日、東京都、一橋大学国立キャンパス
- ⑥ Tsushima, Masahiro, and Koichi Hamai、Using the Internet for Crime Victimization Surveys: The Case of Property Crimes in Japan、Asian Criminological Society 4<sup>th</sup> Annual Conference、August 22, 2012、Lotte Hotel, Seoul, Korea
- ⑦ Hamai, Koichi, and Masahiro Tsushima、Trust in Justice in Japan: Why do Japanese People Trust Less in the Police and the Court, but Have Higher Perceived Sanction and Committed Less Crimes Comparing with European Countries?、Asian Criminological Society 4<sup>th</sup> Annual Conference、August 21, 2012、Lotte Hotel, Seoul, Korea
- ⑧ Hamai, Koichi, and Masahiro Tsushima、Trust in Justice in Japan: Why do Japanese People Trust Less in the Police and the Court, but Have Higher Perceived Sanction and Committed Less Crimes Comparing with European Countries?、British Society of Criminology Conference 2012、July 6, 2012、University of Portsmouth, Portsmouth, UK
- ⑨ Tsushima, Masahiro, and Koichi Hamai、Crime Victimization Survey in Japan: The Possibility of the Use of Internet Survey、British Society of Criminology Conference 2012、July 6, 2012、University of Portsmouth, Portsmouth, UK
- ⑩ 津島昌寛、浜井浩一、犯罪被害調査の開発に関する研究—インターネット調査の可能性と限界、第53回数理学会大会、2012年3月14日、鹿児島県、鹿児島大学郡元キャンパス
- ⑪ Hamai, Koichi、Do People Trust in Justice in Japan? Preliminary Results of the Survey on Trust in Justice、67<sup>th</sup> Annual Meeting American Criminological Society、November 16, 2011、Washington Hilton Hotel, Washington D. C.
- ⑫ 浜井浩一、津島昌寛、ESS (ヨーロッパ社会調査)の新モジュールである「Trust

in Justice] に見る日本人の刑罰意識と  
司法への信頼 (日本調査の結果)、日本  
犯罪社会学会第 38 回大会、2011 年 10  
月 22 日、京都府、立命館大学衣笠キャン  
パス

- ⑬ Hamai, Koichi, Trust in Japan, 16<sup>th</sup>  
World Congress International Society  
of Criminology, August 9, 2011, Kobe  
International Convention Center,  
Hyogo Prefecture

[その他]

ホームページ等

(1)ホームページ

津島昌寛、浜井浩一、犯罪被害などに関する  
調査、中央調査報 (No.650)、  
[http://www.crs.or.jp/backno/No650/6501.  
htm](http://www.crs.or.jp/backno/No650/6501.htm)

(2)新聞報道

- ① 刑務所から見えるもの 犯罪学者・浜井  
浩一さん、朝日新聞、2013. 1. 22  
② 龍谷大 日欧調査 日本人、順法意識高  
い 警察への信頼低く、読売新聞(京都  
面)、2012. 1. 11  
③ 「日本の警察は信頼低い？」 龍谷大の  
研究グループが発表、産経新聞、  
2011. 12. 27  
④ 「警察と裁判所に日本人不信？ 龍大  
参加、9カ国調査」、京都新聞、  
2011. 12. 23

(3)シンポジウム

国際シンポジウム『信頼される刑事司法と  
は？——市民と警察・裁判』、2013年3月  
17日、京都府、龍谷大学深草学舎

6. 研究組織

(1)研究代表者

津島 昌弘 (TSUSHIMA MASAHIRO)  
龍谷大学・社会学部・教授  
研究者番号：60330023

(2)研究分担者

浜井 浩一 (HAMAI KOUICHI)  
龍谷大学・法務研究科・教授  
研究者番号：60373106

(3)連携研究者

津富 宏 (TSUTOMI HIROSHI)  
静岡県立大学・国際関係学部・教授  
研究者番号：50347382  
辰野 文理 (TATSUNO BUNRI)  
国士舘大学・法学部・教授  
研究者番号：60285749